

日本学生支援機構 給付奨学生（受給中）の方

【高等教育修学支援新制度による授業料減免継続申請要領】 **A様式2**

日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用された場合、採用区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記提出書類を必ず提出してください。

提出書類

● **A様式2**「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を提出

● **84円切手（結果通知用）1枚**

- ・窓口提出者：申請書提出時に封筒を配付します。84円切手を持参ください。
- ・郵送提出者：各自で長形3号の封筒（縦 235 mm×横 120 mm）を1枚準備し、封筒に学資負担者住所・学資負担者氏名・学生氏名・学生証番号を記入し、84円切手を貼付して申請書提出時に同封してください。

※マンション名・部屋番号まで記載してください。

切手貼付	郵便番号
学資負担者住所	
学資負担者氏名 様	
学生氏名 様	
学生証番号	

（注意事項）

1. 給付奨学金に申し込んだうえで、家計基準及び学力基準等を満たさなかったため認定を受けることができなかった者は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免対象者としても認定を受けることはできません。
2. 日本学生支援機構給付奨学生で授業料減免を継続する学生は全員提出が必要です。
3. 授業料の減免継続を希望する場合は年に2回（前期・後期）A様式2を提出していただきます。前期分（2月～3月予定）・後期分（9月～10月予定）の提出が必要です。

例1) 前期に給付奨学金を新規申請しA様式1を提出し給付奨学生となった場合、後期はA様式2を提出。
例2) 現在給付奨学生（受給中）の場合は前期も後期もA様式2を提出。

4. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。

< 郵送先 >

〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学 教育学生支援部学生生活支援課
学生生活支援チーム あて
品名に「A様式2 在中」と記入。

学生証番号											氏名	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

愛媛大学 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者としての認定の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)を通じ、愛媛大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が愛媛大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦) (歳)	年 月 日生	通学区分	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	
	現住所	〒 - 都道府県 市区町村 自宅電話() 本人携帯電話()				
	所属学部・学科等			学生証番号		
	新学年		昼間・夜間の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜		
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報					
給付奨学金の奨学生番号		5 - 04 -				

※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受給すること。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。